

CSR・ディスクロージャー誌 2007



日本政策投資銀行 Development Bank of Japan



日本政策投資銀行 (DBJ) のプロフィール (平成19年3月31日現在)

201 201

(旧北海道東北開発公庫 昭和31年(1956年)設立)

総裁 小村 武

職員数 1,347名 (平成19年度)

資本金 12,722億円(全額政府出資)

本店所在地 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9番1号

URL http://www.dbj.go.jp/

支店・事務所 支店10カ所、事務所8カ所、海外駐在員事務所6カ所

総資産 13兆739億円 貸出金 12兆1,464億円

当期純利益 751億円 (平成18年度)

自己資本比率 19.19%

財投機関債格付 Aaa (Moody's)、AA- (S&P)、AA (R&I)、AAA (JCR)

(総資産、貸出金、当期純利益、自己資本比率は企業会計基準準拠・単体)

目次

1	■日本政策投資銀行 (DBJ) のプロフィール		
2	■財務ハイライト		
3	■総裁メッセージ		
4	■ DBJの民営化について		
8	■ DBJの特長		
10	■DBJの役割		
12	■ DBJのCSR		
14	■ DBJのマネジメント機能		
15	経営体制		
15	コーポレートガバナンス		
17	内部監査		
18	コンプライアンス (法令等遵守)		
19	リスク管理		
23	ディスクロージャー		
24	■投融資業務の概要		
25	DBJの投融資		
28	平成19年度投融資計画		
29	■ 社会の課題を解決する金融サービスの提供		
30	地域再生支援		
36	環境対策·生活基盤		
42	技術·経済活力創造		
46	対日投資の促進および地域の国際化支援		
47	セーフティネットとしての取り組み		
48	その他の取り組み事例		
50	情報機能の活用		
53	■社会の一員として果たすべき責任		
54	社会とのコミュニケーション		
56	人材育成と職場環境づくり		
58	DBJの環境マネジメント		
61	■知的資産報告		
62	知的資産経営		
65	時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」		
69	■財務の状況		
71	企業会計基準準拠決算		
137	特殊法人等会計処理基準準拠決算		
142	参考:特殊法人会計/企業会計の差異説明		
143	■政策金融評価報告書		
144	平成18年度政策金融評価報告書の概要		
147	■資料編		
148	法律等		
172	■コーポレート・データ		
172	役員		
173	組織図		
174	沿革		
175	本支店·事務所等 所在地		
176	本支店·事務所等 照会先		
178	■ 用語解説 本誌の計数につ		

ついて

計数は各項目ごとに単位未満を切り捨てているため、 各計数の和は合計に一致しないことがあります。 また、単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない 場合には「一」で示しています。

財務ハイライト

財務ハイライト (企業会計基準準拠決算・単体)

(単位:億円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
業務粗利益	1,078	970	943
経費	△269	△256	△250
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	809	714	692
臨時損益	△212	△41	△472
経常利益	597	672	219
特別損益	528	254	531
当期純利益	1,125	926	751
資本金	12,154	12,722	12,722
純資産	18,750	20,106	19,815
総資産	144,658	136,821	130,739
貸出金	138,607	128,732	121,464
有価証券	3,911	4,295	3,664
自己資本比率(国際統一基準)(%)	13.90	16.07	19.19
銀行法基準リスク管理債権比率(%)	2.9	1.6	1.2
自己資本利益率 (ROE) (%)	6.20	4.77	3.91
総資産利益率 (ROA) (%)	0.77	0.67	0.57
経費率 (OHR) (%)	24.94	26.38	26.51
職員数(人)	1,362	1,357	1,352

- (注1)平成16年度、平成17年度の「純資産」の欄には、「資本の部」の合計の数値を記載しています。
- (注2)「自己資本比率」は、平成16年度と平成17年度は旧BIS基準ベース、平成18年度は新BIS基準ベース。
- (注3) ROE、ROAは当期純利益ベース。
- (注4) OHR=経費/業務粗利益









総裁メッセージ

私ども日本政策投資銀行(DBJ)は、わが国の経済・ 社会の発展に金融面から寄与することを使命とする政策 金融機関です。

政策金融改革の議論のなかで、平成18年5月に成立した「行政改革推進法」により、DBJについては民営化の方向性が決定され、本年6月には「株式会社日本政策投資銀行法」が国会で可決・成立しました。

こうした経緯を踏まえ、DBJは平成20年10月の株式 会社化(特殊会社)、そしてその後の完全民営化に向けて、 自立的な経営を行うべく準備を始めているところです。

新DBJは、「金融力で未来をデザインする銀行」を目指すという目標を設定いたしました。この金融力の礎となるのが、私どもの持つ3つのW、すなわち、「長期性」「中立性」「パブリックマインド」および「信頼性」という4つのDNAを核とする志(Will)、審査能力や新金融手法を駆使した智(Wisdom)、それから4,000社のお客さま、地方自治体、学界等との連携(With)です。これにより、短期の利益にとらわれず長期的かつ中立的な視点を持ち、お客さまの課題を解決し、お客さまが描く未来像を形にしてまいります。そうした創造的金融活動を通じて、経済価値のみならず社会価値も創造し、地域社会の、ひいては日本社会の豊かな未来づくりに貢献してまいります。

今後はさらに、既存の融資の枠にとらわれないリスクマネー (エクイティ、メザニン・ファイナンス、各種アドバイザリーサービス等) の提供など、一体的でシームレスな投融資を行うことにより、お客さまの抱える課題に対してどこよりも適切なソリューションを提供してまいりたいと考えております。

私どもは、DBJ自身が社会の一員として責任ある行動をとり、一つひとつの業務を適切に遂行していくことが、DBJのCSR(企業の社会的責任)であると考えております。そのため、DBJは本業を通じたCSRの取り組みを進め、企業価値の向上に努めつつ、持続可能な社会の実現に尽力しております。



なお、『CSR・ディスクロージャー誌 2007』は、これまで発行してきた「ディスクロージャー誌」に、「CSRレポート」と「プロジェクトレポート」を統合したものです。また、DBJの活動はそのすべてが社会、環境、経済に結びつくものであり、そうした活動そのものがDBJの社会的責任を果たすためのものである、という考えから、「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、DBJの活動を皆さまにご紹介するものです。

今後も皆さまのご期待にお応えしつつ、長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性という4つのDNAに加え、革新と挑戦を継続するという志を全役職員で保ち続けながら、「小さくてもピリッとした存在感のある金融機関」になるべく、完全民営化に向けてしっかりと自立していけるよう企業体力の向上を図ってまいります。また民営化にともない、さまざまなお客さまの課題に向き合う姿勢を徹底させるとともに、より自由で先進的な取り組みを拡大し、課題解決力をアップさせてまいります。役職員一同、懸命に努力してまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

日本政策投資銀行総裁

DBJの民営化について

金融力で

未来をデザインする銀行

新DBJのビジネスモデル

新DBJでは、「融資」「投資」「コンサルティング/アドバイザリーサービス」の3つの核となる業務を通じて、お客さまの課題の解決に取り組んでまいります。

中長期の融資/仕組み金融など

- ●中長期の融資を継続
- ●独自の高付加価値の金融サービスを提供 (環境・社会的責任投資、防災・安全対策、技術 の事業化等の評価付き金融など)
- ●さまざまなニーズに対応するためノンリコース ローン、担保・仕組みを工夫したファイナンス (DIP、在庫担保、知的財産権担保など)をさら に開発・提供

投資/メザニン・ファイナンスなど

(

● 事業再生・再編、成長戦略、国際競争力強化、 インフラ事業向けに、メザニン・ファイナンス、 エクイティなどのリスクマネーを提供

お客さまの課題解決へ

コンサルティング/アドバイザリーサービス

- 産業調査力と新金融技術開発力を活用した提案
- ●仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント

株式会社日本政策投資銀行法の成立と民営化のプロセス

平成19年6月6日、第166回通常国会・参議院本会議に おいて、「株式会社日本政策投資銀行法」(以下「新DBJ 法1)が可決、成立しました。これにより、日本政策投資

銀行(DBJ)は平成20年10月に民営化(株式会社化)、 その後、市場の動向を踏まえつつ、概ね5~7年後を目途 に完全民営化されます。

「株式会社日本政策投資銀行法」の概要

■新DBJ の金融サービス

出資と融資を一体的に行う手法 高度な金融手法 ソリューションのご提供 お客さま固有の課題

規定

- ■株式会社への移行時期:平成20年10月
- ■政府保有株式の処分:設立から概ね5~7年後(目途)

(処分後、直ちに移行期に関する特別の法律を廃止するための措置が講じられる) (長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、株式の処分方法等 について検討し、必要な措置を講ずることを規定)

■業務の範囲

・現行業務(出融資・債務保証等、財政融資資金借入・政府保証債等)を基本として、資金調達面で の補完的手段(譲渡性預金受け入れ、金融債発行など)、新金融技術開発に必要な業務を規定

■政府関与を最小限に縮小

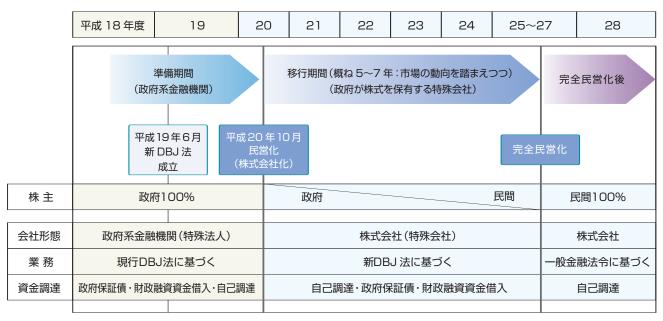
- ・予算統制の廃止、社債・借入金の包括認可制、投資目的の子会社保有について規制しない等 ■資金調達
- ・移行期間内は財政融資資金借入、政府保証債の発行などで、自力調達へ円滑に移行する措置がとられる
- ・また、民間金融機関からの長期借入も可能

■その他

- ・現在の DBJ を活用する諸制度は、移行時期に他の法律においてイコールフッティングを検討する
- ・経過措置の規定
- ・危機対応時は、指定金融機関として対応するための措置が規定される

※「株式会社日本政策投資銀行法」についてはP.168をご参照ください。

民営化までのプロセス



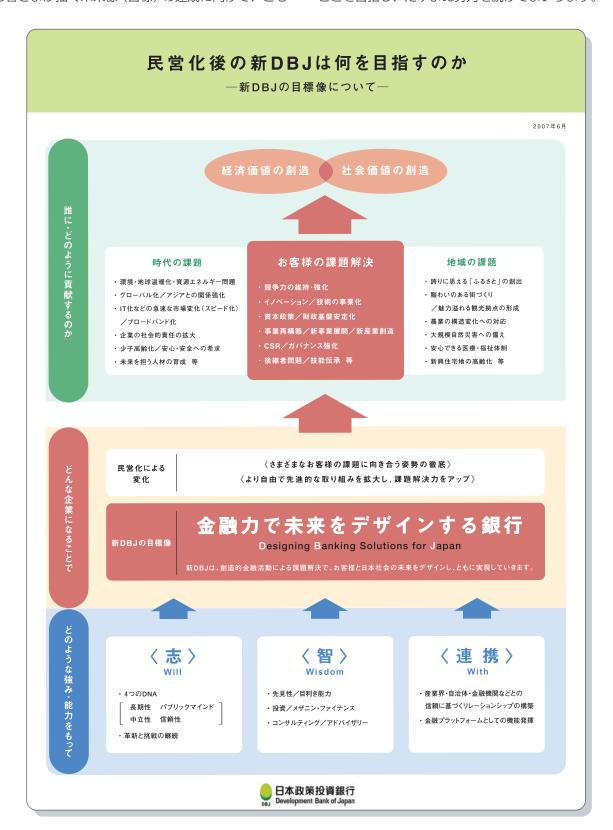
※完全民営化後の業態については、移行期間における業務運営を踏まえ、最も適合した業態を選択します。

新DBJが目指すのは「金融力で未来をデザインする銀行」

新DBJは、平成20年10月の民営化に向けて、「金融力 で未来をデザインする銀行」を目標像として掲げます。

DBJが今まで培ってきた強みや能力を活かした「金融 力」を発揮しながら、お客さま第一主義を徹底すること で、お客さまが描く未来像(目標)の達成に向けて、とも に考え、ともに実現していく――これを「デザイン」と いう言葉で表現しています。

新DBJは、そうした創造的金融活動を通じて、地域社 会の、ひいては日本社会の豊かな未来づくりに貢献する ことを目指し、たゆまぬ努力を続けてまいります。



6

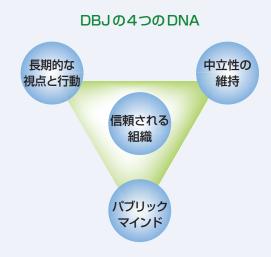
DBJの民営化についてのQ&A

新DBJは・・・・・

企業理念について教えてください。

新DBJ法において、新DBJは、現DBJの「長期の事業 資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業 資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機 能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする」 と定められており、お客さまの固有の課題を解決していく 金融機関を目指していきたいと考えております。

またDBJでは、①長期的な視点と行動、②中立性の維持、 ③パブリックマインド、④信頼される組織、の4つを共有 する価値観、DNAと位置づけており、これらを活かして まいります。



どのような業態となるのでしょうか?

当面は投融資一体の幅広い業務を行う特殊会社となりますが、その間に広くお客さまのニーズに沿えるように検討を行い、各機能を有するグループ会社となることも含め、最終的な業態を決めてまいります。

政策金融は行わないのですか?

行革推進法では、「政策金融の機能を、新たに設立する一の政策金融機関に担わせることにより行われるものとする」と規定されており、DBJは民営化後は政策金融を行いません。今後は民間金融機関として、お客さまのニーズに応えるべく努力してまいります。

ただし、制度設計においては「国の政策上真に必要な場合には、他の民間金融機関とのイコールフッティングに配慮しつつ新機関を活用する」とされていることを受けて、新DBJ法附則第67条では「政府は、新DBJの長期の事業資金に係る投融資機能を平成20年10月1日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする」と規定されております。

なお、危機対応業務等については、指定金融機関が危機に対処するための資金の貸付等を行いますが、 新DBJは指定金融機関となることになっており、必要な資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給等を実施 することができます。財源等の裏打ちについては、株式会社日本政策金融公庫法のなかで整備されています。

海外業務についてはどうなりますか?

海外業務については法律上の制約はなく、この分野も視野に入れた対応を行います。

投融資金額に占める「新金融手法」の割合 (平成18年度)

DBJの特長

DBJは、社会的課題の解決に貢献する総合政策金融機関として 培ってきた長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性と ノウハウ・能力を活かした 特色ある金融サービスの提供を通じて、 お客さまの課題解決のサポートをしています。

> 「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」 「技術・経済活力創造」の重点3分野への投融資額

> > (平成18年度)

業務協力協定締結金融機関数

◆ 特色ある金融サービスの提供



DBJは、長期的視点からのアドバイスや投融資一体の金融サービスのほか、通常の金融機関では対応しにくい分野、ツールへの高い対応力を有しています。

- ●新金融手法の開発
- ●健全な財務基盤に立脚したリスクテイク
- ●金融プラットフォームとしての機能発揮
- ●産業界・自治体・金融機関等との連携

• 社会の持続的な成長を後押しする ノウハウ・能力の蓄積



DBJは、地域との協働や行内の人材、長年蓄積してきたノウハウ等の 知的資産を最大限活用した先駆的取り組みを行うほか、社会に影響を 及ぼす緊急事態への対応を行っています。

- ●地域金融機関等と協調し、地域経済に貢献
- ●環境配慮型事業・防災対策での取り組みを推進
- ●産業・技術振興、インフラ整備、金融市場育成等の分野での貢献
- ●震災などの危機発生時におけるセーフティネットとしての役割

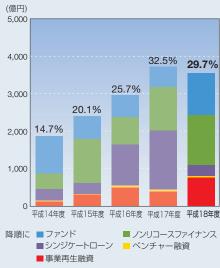
社会的課題の解決に貢献する 金融機関



DBJは、社会のさまざまな課題解決に向けた取り組みを強化し、経済 価値のみならず、社会価値の創造に努めています。

●4つのDNAを核とする志 (Will)、審査能力や新金融手法を駆使する智 (Wisdom)、お客さま・地方自治体・学界等との連携 (With) により社会の課題解決に向き合う金融機関

■新金融手法投融資実績 (年度フローベース)

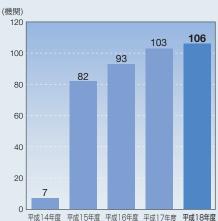


(注)%は年度投融資金額に占める新金融手法投融資の割合

■分野別投融資額



■業務提携金融機関数の累計



(平成18年度)

DBJの役割

DBJは、日本における持続的な経済成長軌道を確立するため、 時代の要請に応じた長期資金の提供やプロジェクト支援をしています。 現在は、「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」を 投融資における3つの大きな柱としており、投融資業務を中心としつつ、 政策立案やプロジェクト形成をサポートする調査・研究、 情報提供活動にも適切かつ機動的に対応しています。

環境対策・生活基盤の投融資額割合

技術・経済活力創造の投融資額割合

社会の持続的な経済成長を目指した 投融資重点3分野

DBJでは、3つの投融資重点分野を核に、経済活力創造、豊かな生活創造、 自立型地域創造の視点に立脚した長期資金の供給等を行っています。

●地域再生支援

地域資源の活用 地域の金融機能の高度化 地方自治体の事業の民営化 良好な都市環境の整備 地方交通の整備・維持



●環境対策・生活基盤

省エネルギーの達成 環境負荷の低減 温室効果ガスの削減 廃棄物の削減・リサイクルの推進



●技術・経済活力創造

新技術の事業化 知的財産権の活用 新たな金融手法の活用・普及 事業再生・産業再生・緊急対応



■重点分野別投融資実績 (平成18 年度)



広範なネットワークを活用した質の高い情報発信

国内・海外の広範なネットワークを活用し、経済、社会、産業、地域等に 関する調査・研究活動を行うことで、情報の蓄積と問題解決能力の向上を 図り、企画・提言やプロジェクト形成の支援に役立てています。

多面的な機能を活かしたプロジェクト支援



投融資機能を有効に発揮するうえで、長期的な視点から、先進的金融手法 も活用した投融資はもちろんのこと、単なる資金供給にとどまらない 企画・提言、事業形成支援、アドバイザリーなど多面的な機能を活用し、 経済・社会的に有意義なプロジェクトをサポートしています。

DBJは投融資機能と、情報発信機能のシナジーにより、社会的課題の解決 に向けて重要な役割を果たしています。



DBJØCSR

DBJのミッションは、投融資をはじめ、あらゆる業務を通じて、 経済・社会の持続的発展や豊かな国民生活の実現、 地域経済の自立的発展などを支援することです。 このミッションを達成するために、 一つひとつの業務を適時・適切に遂行することが、 DBJにとってのCSRであると考えています。

風力・水力発電の推進による自然エネルギー発電量

投融資事業を通じた売上増加額



(平成17年度投融資案件の政策金融評価結果)

本業を通じたCSR

金融機関は、経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、 適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供する ことにより、世代を超えて調和のとれた社会を形成する役割を担って います。

DBJは、知的資産や金融プラットフォームを活用した投融資をはじめ、 業務の一つひとつをさまざまな分野の皆さまとともに推進することが、 最も重要なCSR活動であるととらえています。そのため社会の課題を 正しく把握し、"社会の声"を日々の業務に反映するよう、適切なマネジ メントサイクルにより業務の見直しを行っています。



■投融資の対象事業がもたらす政策効果

(平成17年度)

■社会 ■環境 ■経済

対象事業による売上増:1.7兆円 🔳 📕

雇用機会創出:10.9万人 ■ ■ ■

建物のバリアフリー化: 20.7万 m² ■

撤去された踏切数:206 カ所

廃棄物処理施設の整備:年間処理量 62.7 万 t ■

風力・水力発電の推進:発電量 230.7万kW ■

投融資重点3分野とトリプルボトムライン

トリプルボトムラインとは、社会・環境・経済の3要素を基盤として 人々の生活や企業の活動が成り立っているという考え方のことです。

(1) 地域再生支援(個性ある自立的な地域づくりのお手伝い)



■投融資重点3分野と トリプルボトムラインの関係



• 社会の一員としての責任ある行動

DBJが政策金融機関として、業務を通じたCSR活動を実践するうえでは、 DBJ自身が社会の一員として責任ある行動をとり、信頼される存在であることが前提となります。

役職員一人ひとりが日常業務のなかで常に社会・環境・経済の3要素を 意識して活用することが必要であり、それにより社会から信頼される 存在となることができると考えています。





■経営体制

日本政策投資銀行 (DBJ) は、現行の日本政策投資銀行 法のもと、いわゆる会社法を念頭におき、コンプライア ンス (法令等遵守) の徹底をマネジメントの基本原則と して位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、 社会的規範に反することのない誠実かつ公正な活動を遂 行していきます。

■コーポレートガバナンス

DBJは、政府(主務大臣)が策定する、3年ごとの中期の 政策に関する方針(「中期政策方針」、P.151参照)に従っ て業務を行い、事業年度ごとに「投融資指針」(P.157参照) を作成・公表しています。さらに、外部有識者による「運 営評議員会」を設置し、中期政策方針に記載された事項に 係る業務の実施状況を検討・公表しています。

また、DBJは以下のような業務運営上の特色を有しています。

①民間金融機関の補完・奨励

日本政策投資銀行法では、民間金融機関との競争の禁止が規定され、民間金融機関の行う金融を補完・奨励することとされています。

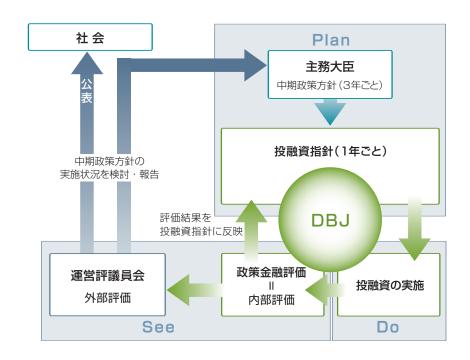
②財務の健全性の確保

DBJは、償還の確実性および収支相償の原則のもと、 リスクの一層厳格な管理およびALM (Asset Liability Management: 資産・負債の総合管理) 体制の充実を 図り、政策金融機関として健全かつ効率的な業務運営 に努めています。

③政策効果等の評価

DBJは、政策金融の政策効果等を客観的に評価し、政府 機関としてアカウンタビリティの確保に努めています。

日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメントサイクル



一方、DBJは、適正な業務運営およびその成果に対す るアカウンタビリティを全うするため、Plan(企画立案) →Do (実施) →See (評価) →フィードバックというマネ ジメントサイクルを活用し、業務の改善を絶えず行って います。

また、金融機関として抱えるさまざまなリスクの管理 にも取り組み、お客さま、そして社会の信頼を得られる よう努力しています。

Plan (企画立案) プロセス -

Planプロセスは、政府が「中期政策方針」を策定し、そ れを踏まえて、DBJが「投融資指針」を作成する、という 2段階から構成されます。

(1) 政府による中期政策方針の策定

まず、主務大臣(財務大臣および国土交通大臣)により 3年ごとに中期政策方針が定められます。これには、DBJ の業務運営に関する基本的な考え方や寄与すべき経済・ 社会政策に関する事項などが明記されます。

(2) 投融資指針の作成

中期政策方針を踏まえ、DBJは事業年度ごとに投融資 指針を作成します。これは、投融資制度の内容、対象と なる事業、条件などを具体化したもので、投融資を行う 際の基本方針となります。

Do (実施) プロセス -

Doプロセスでは、Planプロセスにおいて作成した投融 資指針に基づき、実際に投融資を行います。

DBJが手がける投融資案件は、1件ごとの個別性が強い ため、Doプロセスの内容も指針・制度の単なる機械的適

用では対応しきれず、事業形成や情報提供、モニタリン グ等も含む幅広いものとなっており、それにふさわしい 評価システムも構築されています。

See (評価) プロセス→フィードバック

Seeプロセスは、DBJが自ら行う内部評価と「運営評議 員会 | によって行われる外部評価の2段階に分かれてい ます。

(1) 内部評価(政策金融評価)

DBJでは、①個別案件評価(すべての投融資案件につい て、個別案件ごとに政策効果等を評価)、②投融資制度評 価(投融資制度の有効性等を評価)、③プロジェクト評価 (特定案件・業務分野、特定テーマ等の詳細評価)を行い、 それらの結果を政策金融評価報告書にとりまとめ、財務 の健全性等を表す財務諸表とともに、総括評価として運 営評議員会に報告したうえで公表しています。

DBJでは、こうした内部評価が恣意的な結果に陥らない よう、行内に評価専門セクションとして政策金融評価室を

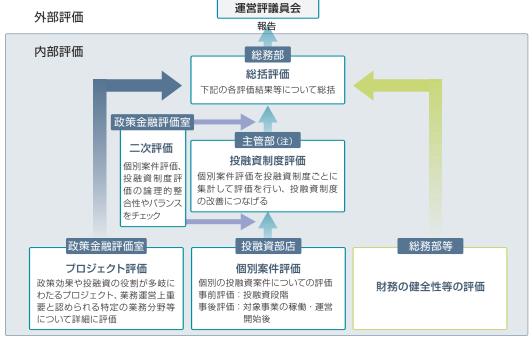
設置して評価制度の適正な運用に努めるとともに、学識 経験者からなる委員会を設置して評価制度の改善を図っ ています。

(2) 外部評価(運営評議員会)

DBJでは外部有識者で構成される「運営評議員会」を設 置し、「中期政策方針」に記載された事項に係る業務の実 施状況について、透明性向上の観点から、評議員による 検討結果を公表しています。

そのほか、毎年度、予算が国会の議決を受け、決算に関 しても国会へ提出されるとともに、業務全般について会 計検査院、財務省、金融庁等の検査が行われています。

内部評価システム



- : 各類型の内部評価を実施する DBJ の内部セクション
- (注) 主管部とは、各投融資制度に係る投融資の方針・計画の立案等をつかさどるセクションのこと。 例えば、都市開発部 (P.173 の組織図参照) は都市開発関連の投融資制度の主管部である。

評価の視点

- ①対象事業の政策性:投融資対象事業が、実際に政策目的を実現するものであるか否か、国民や地域住民にとってどのような有効性を持ち、どの程度の成果を上げられるものであるか。
- ②投融資の役割:DBJ の投融資が、民間金融の補完・奨励原則に基づきつつ、対象事業の実施に際してどのような役割を果たしているか。

■内部監査

内部監査とは

内部監査とは、行内のすべての部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適切性を総合的・客観的に評価するとともに、抽出された課題等に関して改善に向けた提言とフォローアップを実施する一連のプロセスです。

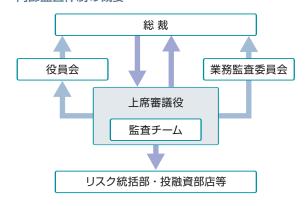
DBJには、業務運営にあたり、政府関係機関として社会的使命を果たすとともに、金融機関として健全性を維持することが求められており、内部管理の適切性を確保するため、内部監査機能が重要であると考えています。

内部監査体制

DBJでは、内部監査部門として他部門から独立した総裁直属の上席審議役/監査チームを設置して、リスク管理の有効性・効率性、財務報告の信頼性および法令等の遵守の維持・向上を図るため、内部監査を実施しています。

また、監査計画等の基本計画については、役員会の審議を受けたうえで総裁が決定することとしています。さらに、監査結果をはじめ内部監査に関する重要な事項については、業務監査委員会の審議を受けたうえで総裁に報告することとしており、公正かつ適切な監査を行う体制を整えています。

内部監査体制の概要



■コンプライアンス(法令等遵守)

基本的な考え方

DBJでは、コンプライアンスについての方針を、以下 のように定めています。

①役職員は、当行の社会的使命および銀行の公の責任を 深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務が 当行全体の信用の失墜を招き、日本政策投資銀行法第一 条に定める当行の目的の履行に多大な支障を来すこと

を十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わ なければならない。

②役職員は、業務の適法性および適切性に関して当行が 国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、 業務を行わなければならない。

コンプライアンス体制

DBJでは、コンプライアンスに関連する事項の企画・ 立案、およびコンプライアンスの総合調整を行うコンプ ライアンス統括部として法務・コンプライアンス部を設 置しています。

また、コンプライアンス等に関する審議機関として一 般リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの実践 状況の把握や行内体制の改善等について審議します。全 部店に設置されたコンプライアンスオフィサーは、各部 門、各支店・事務所において遵守状況の確認を行うとと もに、コンプライアンス関連事項の報告・連絡窓口とし て機能しています。

コンプライアンス活動

DBJでは、コンプライアンス実践のための具体的な行 動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニ ュアルを作成し、全役職員に配布しています。また、行 内においてコンプライアンスに関する基本的事項の周 知・徹底を図るため、全役職員を対象に研修・説明会を 実施しています。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動 計画として、年度ごとにコンプライアンスプログラムを 策定し、一般リスク管理委員会において審議し、総裁が 決定することとしています。

個人情報保護宣言

当行は、お取引先さま等からお預かりした個人に関する情報を、独立行 政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律を遵守の上、以下の通り 取扱います。

なお、当行の保有する個人情報の取扱いについてのご意見、苦情等につ きましては、日本政策投資銀行個人情報保護窓口までお願い致します。

1. 個人情報を利用する目的

当行は、日本政策投資銀行法に定められた業務を確実に行うために、お 取引先さま等から必要な情報をお預かりし、利用させていただきます。

2. 利用目的による制限

当行がお取引先さま等からお預かりした個人情報は、上記の目的以外に は使用いたしません。なお、具体的な利用目的については、当行ホーム ページ上で公表し、それ以外の利用目的につきましては、それぞれ取得 する際に明示いたします。

3. 適正な取得

当行は、お取引先さま等から個人情報をお預かりする場合には、虚偽の 目的を伝えたり不正な方法で取得したりすることはありません。

4. 個人情報の内容の管理

当行は、お取引先さま等の個人情報の正確性を確保するよう務め、お取 引先さま等にもご協力をお願いしております。

5. 個人情報の安全管理

当行は、お預かりしているお取引先さま等の個人情報が漏洩することが ないよう、安全管理を講じており、今後も継続的に改善措置を講じてま いります。そのためにお取引先さま等の個人情報を扱う当行役職員に は必要な教育と監督を、業務委託先に対しては守秘義務契約を締結する など、厳格な取扱いに務めております。

6. 第三者への情報提供

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報については、ご 本人さまの同意がある場合や同意が推定できる場合を除いて外部に提 供いたしません。ただし、法令等で定められている場合やご本人さまご 自身や公共の利益のために必要な場合には提供することがあります。

7. 個人情報の開示

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報について、ご本 人さまからその開示請求があった場合には、独立行政法人等の保有する 個人情報の保護に関する法律に定められた手続を実施いたします。

8. 個人情報の訂正、利用停止

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報のうち法律に定 められた手続により開示したものについて、ご本人さまから訂正や利用 停止のご依頼があった場合には、独立行政法人等の保有する個人情報の 保護に関する法律に定められた手続を実施いたします。

■リスク管理

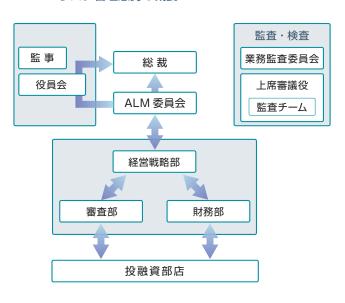
金融の自由化、コンピュータ技術の発達にともなう金融の機械化の推進、金融技術の革新等により、金融機関の抱えるリスクはますます多様化・複雑化しています。また、DBJの業務におけるリスクも例外ではなく、リスク管理の果たす役割は従来にも増して重要なものとなってきています。

DBJでは、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

ALM・リスク管理態勢

DBJでは、業務を継続的に遂行する前提となる財務の健全性維持と業務の効率性改善の両立を図るため、ALM・リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、経営戦略部を統括部門とするALM・リスク管理態勢を構築しています。ALM委員会は、総合的なALM・リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、各リスクについて定期的にモニタリングを行っています。

ALM・リスク管理態勢の概要



信用リスク管理・

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、 資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをい います。信用リスク管理には、個別案件の与信管理およ び銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

(1) 個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては政策意義や効果に加え、 事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採 算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債 務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」お よび「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 (金融再生法)」の対象ではありませんが、金融庁の「金融 検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、 自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ 適切な把握に努めています。「債務者格付」および「資産 自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか、ALM 委員会に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた 債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。また、貸付決定委員会、貸付金管理委員会および投資委員会を随時開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を効率的に 把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」とを 統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択 し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコア リングにより評価するものです。一方、「債務者区分」 とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態 的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等によ り、その返済能力等を総合的に判断するものです。

②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分 および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、ま たは価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を 行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施す るためのものです。

債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義		
	1 格		債務履行の確実性は極めて高く、複数の優れた要素がある。DBJ の最上級の格付。	
	2 格		債務履行の確実性は非常に高く、優れた要素がある。	
	3 格	3 格 4 格 5 格 業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	債務履行の確実性は高い。	
	4 格		債務履行の確実性は十分であるが、将来、事業環境が大きく変化した場合、上位 の格付に比べてより影響を受けやすい。	
正常先	5 格		債務履行の確実性は問題ないが、将来、事業環境が大きく悪化した場合、債務履行能力が低下する可能性がある。	
	6 格		債務履行の確実性は当面問題ないが、将来、事業環境が悪化した場合、債務履行能力が低下する可能性が高い。	
	7格		現在の業況および財務内容に特段大きな問題はないが、将来、事業環境や財務 状況が悪化した場合、債務不履行となる可能性がある。	
	8格		現在の業況および財務内容の一部に留意すべき要素があるが、一定の債務履行能力が認められるもの。創業時期にあるため本来の事業実態が格付に現れないが、債務履行能力に問題のないものを含む。	
要注意先 A	9格		損益や財務内容に重大な問題はないが、懸念が払拭されていない場合。	
要注意先 B	10 格	者または財務内容に問題がある 債務者など、今後の管理に注意を	業況が低調または財務内容に問題がある場合。	
要注意先 С	11 格	関係自体と、対象の管理に注意を 要する債務者。	1年以内に延滞・条件変更の可能性がある場合、または、他の金融機関に対して 延滞・条件変更中である場合。実質債務超過でも資金支援が認められる場合。	
要管理先	12 格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。		
破綻懸念先	13 格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。具体的には、現状事業継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本および利息の最終の回収について重大な懸念があり、したがって損失の発生の可能性が高い状態で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。		
実質破綻先	14 格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがない状況、あるいは天災、事故、経済情勢の急変などにより多大な損失を被り(または、これらに類する事由が生じており)、再建の見通しがない状況で、元金または利息について実質的に長期間延滞している債務者。		
破綻先	15 格	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形 交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。		

(2) ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、デフォルト実績など債務者格付や資産自己査定に用いたデータ等を統計的に分析し、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失(EL: Expected Loss)と、一定の確率で生じ得る最大損失から

ELの額を差し引いた非期待損失(UL: Unexpected Loss)によって把握され、ELとULの計測結果をALM委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

市場リスク・流動性リスク管理

(1) 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフバランス取引を含む)の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、DBJでは主に金利リスクと為替リスクに大別されます。

①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。DBJは、融資(バンキング)業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析(ギャップ分析)、VaR(Value at Risk)、金利感応度分析(Basis Point Value)等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップを利用することによりリスクヘッジを行っています。なお、スワップにともなうカウンターパーティリスク(スワッ

プ取り組み相手が義務を履行できなくなるリスク) については、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

(2)流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや 予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余 儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)があります。

これらのリスクに関して、まず、DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り調整等に備え、手元資金は 安全性と流動性を勘案した短期資金を中心としているほか、複数の民間金融機関との間で当座貸越枠の設定等も 行っています。

さらに、日銀決済のRTGS (Real Time Gross Settlement: 1取引ごとに即時に決済を行う方式)を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM委員会において審議を行っています。

オペレーショナルリスク管理 -

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしく は機能しないこと、または外性的事象が生起することか ら生じる損失に係るリスクを、オペレーショナルリスク と定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の 整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防 止に努めています。

オペレーショナルリスク管理については、一般リスク 管理委員会において審議を行います。

オペレーショナルリスク管理のうち、特に事務リスク 管理およびシステムリスク管理については、以下のとお りです。

(1)事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるい は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクで す。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きに おける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システ ム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの 削減と発生の防止に努めています。

(2) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン または誤作動などシステムの不備等にともない損失を被 るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されること により損失を被るリスクをさします。DBJにおいては、 適切なシステムリスク管理のために次のような内部体制 を整備しています。

情報資産を適切に保護するための基本方針である「情 報セキュリティポリシー | を制定し、一般リスク管理委 員会においてシステムリスク管理に関する事項について 審議を行います。また、情報セキュリティの維持管理を 一元的に行うために、セキュリティ総括・管理部門を設 置し、各部門・支店における安全対策実施の責任者とし て情報資産管理者を置くことでポリシー遵守体制を構築 しています。

具体的なシステムリスク管理策として、システム開発 手順の標準化による障害の未然防止および信頼性の向上、 アクセス権およびパスワード管理による不正侵入の防止、 情報資産管理の徹底による情報漏洩の防止等、各種対策 を推進しています。また、主要なハードウェア/ソフト ウェアの二重化を行っていることに加え、バックアップ センターを構築し、「業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan) マニュアル」を策定して障害や災害の 発生時に備えています。

新しい自己資本比率規制 (バーゼルⅡ) への対応

平成19年3月末より、新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ) が導入されました。バーゼルⅡは、預金取り扱い金融機関(銀 行・信用金庫・信用組合ほか)を対象としており、DBJは直接 の規制対象ではありませんが、リスク管理の高度化につなげる べく対応を行っています。

バーゼルⅡは、以下の3つの柱からなっています。

第1の柱 最低所要自己資本比率

バーゼルⅡにより定められた方式により、リスクアセット (リスク量)を計算し、自己資本比率が国内基準行で4%以上、 国際統一基準行では8%以上を求められています。バーゼル Ⅱでは、信用リスクアセットの計算がより精緻化されるとと もに、オペレーショナルリスクが新たに規制の対象となりま した。DBJの自己資本比率は連結ベースで18.90%と、高い 安全性を維持しています。

第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

金融機関自身が第1の柱の対象となっていないリスクを含め て主要なリスクを把握したうえで、経営上必要な自己資本額 を評価し、当局がそれを検証するものです。DBJは、統合リス ク管理により自己管理の態勢を構築し、対応しています。

第3の柱 情報開示による市場規律

各リスク量とその計算方法などの開示を充実することで、 市場規律を高め、結果として金融機関のリスク管理の高度化 を進めようとするものです。「財務の状況 | のP.125以降が該 当する開示項目になります。

■ディスクロージャー

DBJは、経営の透明性を高め、お客さま、地域社会、 民間金融機関、地方自治体、政府をはじめとするあらゆ るステークホルダーの方々に一層ご理解・ご信認いただ けるよう、コミュニケーションの拡充と、公正かつ適時・適切な情報開示に努めています。

ディスクロージャー体制

DBJは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報開示に関して適切に対応する体制を整えています。

また、ディスクロージャーを行うにあたっては、その対象でとに担当部署の役割の明確化を図っています。投資

家に対しては財務部、マスコミに対しては総務部(報道)、 その他マスメディア等に対しては経営戦略部(広報)が 中心となり、インターネットや出版物などさまざまなツ ールを利用した情報開示を行っています。

情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ホームページ等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

①法令等に基づく情報開示資料

財務諸表等

業務報告書

決算報告書

行政コスト計算書

②自主的な情報開示資料

CSR・ディスクロージャー誌

Annual Report

債券報告書

③その他

『DBJournal』 (広報誌)

ホームページ http://www.dbj.go.jp/





ダウンロードセンター

各種情報がダウンロードできます



かんたんDBJ講座

DBJについて簡単に説明しています





このほかにもさまざまな情報を掲載しています

DBJの取り組み

プロジェクトへの取り組みについて紹介しています



DBJの民営化について

DBJの民営化について説明しています

